

令和2年3月19日

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、上天草市懲戒処分の公表に関する基準に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

所属	職名	年齢	処分の内容
経済振興部	部長	57	戒告 (監督責任者：指導監督不適正)
経済振興部	課長	56	戒告 (当事者及び監督責任者：不適正な業務執行及び指導監督不適正)
経済振興部	課長	51	戒告 (当事者及び監督責任者：不適正な業務執行及び指導監督不適正)
経済振興部	主事	31	戒告 (当事者：不適正な業務執行及び著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした者)

2 非違行為の概要

市の公用車は、上天草市公用車管理規程に基づき公用車管理者（当該公用車を保有している課等の長）の責任において適正に管理すべきところ、経済振興部において、公用車の適正な運行管理を怠って、2台の公用車を車検切れの状態で使用していたもの。

車検切れ期間の使用状況

- (1) 乗用車（貨物車）
 - ア 実使用日数 14日間（16回）
 - イ 総走行距離 1,868km
 - ウ 実運転者数 9人
- (2) 軽トラック

- ア 実使用日数 9日間（4回）
イ 総走行距離 100km
ウ 実運転者数 3人

さらに、軽トラックについては、車検切れの状態と知りながら、職員が運転して車検業者へ搬送したことから、違反点6点及び免許停止30日の行政処分を受けたもの。

これら行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に該当する。

3 処分年月日 令和2年3月19日

（連絡先）

総務企画部 総務課

担当：濱崎課長、福田課長補佐、
佐藤係長

電話：0964-26-5527